法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年四月十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第二十号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万千八百十八人」を「二万千八百一人」に改める。

附　則

この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　菅　義偉